

三田市建設工事入札参加者選定要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市が発注する建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)

第2条第1項に規定する建設工事(以下「工事」という。)に係る指名競争入札の実施に関し、入札に参加する者(以下「入札参加資格者」という。)の資格審査、格付、指名等について、三田市契約事務規則(平成17年三田市規則第7号)及び三田市制限付一般競争入札実施要綱(平成13年4月1日施行)に定めるもののほか、必要な事項を定めることにより、競争入札の円滑な執行を図ることを目的とする。

(資格審査)

第2条 入札参加資格者の資格審査は、次の各号に掲げる事項について法別表に定める工事の種類ごとに行う。

- (1) 法第3条第1項に規定する建設業の許可の有無
- (2) 法第27条の23第3項の規定により国土交通大臣が定める審査の項目

(格付等級)

第3条 土木一式、建築一式、舗装、管、電気及び造園の各工事についての入札参加資格者は、法第27条の23第2項の規定に基づく建設業者の経営に関する客観的事項の審査結果の数値(以下「経審数値」という。)に基づき、別表第1の等級区分(以下「格付等級」という。)に格付する。

- 2 格付は、入札参加資格者のうち、原則として市内に本店を有する者(以下「市内業者」という。)及び市内に支店若しくは営業所を有する者で、当該支店又は営業所において契約締結の代理人を置いており、商業登録簿の支店欄に記載がある者について行うものとする。

(発注対応工事金額の範囲)

第4条 別表第1に規定する格付等級に対応する工事の契約予定金額の範囲(以下「発注対応工事金額」という。)は、別表第2のとおりとする。

- 2 市内業者のうち、過去一年間の平均工事成績(以下「平均工事成績」という。)により、適当と認めるものに限り別表第2に規定する「発注対応工事金額範囲」の中から、「市内業者の特例」の工事に参加させることができる。
- 3 入札参加資格者について格付しない工事にあつては、経審数値をもって格付等級に代えるものとし、発注対応工事金額の範囲は特に定めない。

(指名基準)

第5条 入札に参加させる者(以下「入札参加者」という。)の指名にあつては、次の各号に掲げる事項を考慮し、競争の本旨に基づき適正かつ公平に選定しなければならない。

- (1) 不誠実な行為の有無
- (2) 経営状況
- (3) 過去の工事等の成績
- (4) 地理的条件
- (5) 技術的適正並びに技術者及び機械設備の状況
- (6) 指名時における市発注工事等に係る当該年度の指名件数及び手持ち工事等の状況

- 2 前項の選定にあつては、市内業者で施工が可能な建設工事にあつては、市内業者の受注機会の確保を図るよう考慮するものとする。

(入札参加者数)

第6条 入札参加者の指名にあたっては、資格者名簿に登載された者の中から工事一件について、次の各号に掲げる工事規模の区分に応じて次のとおり選定する。ただし、選定可能な業者数が次に掲げる業者数に満たない場合は、この限りでない。

- | | |
|---------------------------------|--------|
| (1) 設計金額が1,000万円未満のもの | 5業者以上 |
| (2) 設計金額が1,000万円以上3,000万円未満のもの | 7業者以上 |
| (3) 設計金額が3,000万円以上15,000万円未満のもの | 10業者以上 |
| (4) 設計金額が15,000万円以上のもの | 13業者以上 |

(複合工事の入札参加者)

第7条 2種類以上の異なる工事種類を併せて一件の複合工事として発注する場合の入札参加者の指名にあたっては、当該工事の全体額に占める工事種類別金額の比率を勘案し、比率の高い工事種類を対象として選定する。

(指名の特例)

第8条 次の各号のいずれかに該当する場合は、前6条の規定にかかわらず、適正な業者を選定することができる。

- (1) 特殊な機械及び技術を必要とする工事
- (2) 災害時における応急復旧工事
- (3) 既に市の発注に係る工事を施工中であって、発注工事の全部又は一部が出合丁場となる工事
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める工事

(共同企業体)

第9条 三田市共同企業体取扱要綱(平成16年4月1日施行)に基づき結成される経常建設共同企業体については、同要綱により審査された数値に基づき、別表第2の格付等級により格付する。

- 2 経常建設共同企業体及びその構成員の発注対応工事金額については、別に定める。
- 3 特定建設共同企業体の入札参加資格者に必要な資格については、工事ごとにその都度定める。

(随意契約による見積参加者の選定)

第10条 随意契約による場合の見積参加者の選定は、原則としてこの要綱の規定を準用する。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成12年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、「工事指名業者選定等基準」の規定に基づき、現に工事の入札に伴う施行決定の手續等を完了したのものについては、この要綱の施行後も、なおその効力を有する。

(工事指名業者選定等基準の廃止)

- 3 工事指名業者選定等基準(平成8年4月1日施行)を廃止する。

付 則

この要綱は平成13年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は平成14年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は平成16年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は平成17年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の三田市建設工事入札参加者選定要綱別表第1の規定は、この要綱の施行の日以後に完了した手続きについて適用し、同日前に完了した手続きについては、なお従前の例による。

別表第1（第3条・第4条関係）格付等級

| 工事の種類 | A | B | C | D | E |
|--------|--------|-----------------|----------------|----------------|-------|
| 土木一式工事 | 1030以上 | 830以上 1030未満 | 685以上 830未満 | 595以上 685未満 | 595未満 |
| 建築一式工事 | 1030以上 | 930以上 1030未満 | 710以上 930未満 | 510以上 710未満 | 510未満 |
| 舗装工事 | 860以上 | 600以上 860未満 | 600未満 | — | — |
| 電気工事 | 760以上 | 575以上 760未満 | 575未満 | — | — |
| 管工事 | 750以上 | 575以上 750未満 | 575未満 | — | — |
| 造園工事 | 915以上 | 645以上 915未満 | 645未満 | — | — |

別表第2（第4条・第9条関係）発注対応工事金額範囲

(単位：千円)

| 区分 | | 標準範囲 | 市内業者の特例 |
|--------|---|-------------------|-------------------|
| 土木一式工事 | A | 50,000以上 | 30,000以上 |
| | B | 5,000以上 300,000未満 | 5,000以上 300,000未満 |
| | C | 3,000以上 100,000未満 | 150,000未満 |
| | D | 50,000未満 | 70,000未満 |
| | E | 20,000未満 | 30,000未満 |
| 建築一式工事 | A | 50,000以上 | 30,000以上 |
| | B | 5,000以上 300,000未満 | 5,000以上 300,000未満 |
| | C | 3,000以上 150,000未満 | 3,000以上 200,000未満 |
| | D | 2,000以上 100,000未満 | 100,000未満 |
| | E | 10,000未満 | 50,000未満 |
| 舗装工事 | A | 10,000以上 | 5,000以上 |
| | B | 3,000以上 50,000未満 | 100,000未満 |
| | C | 20,000未満 | 30,000未満 |
| 電気工事 | A | 5,000以上 | 1,000以上 |
| | B | 100,000未満 | 150,000未満 |
| | C | 10,000未満 | 20,000未満 |
| 管工事 | A | 5,000以上 | 1,000以上 |
| | B | 100,000未満 | 150,000未満 |
| | C | 10,000未満 | 20,000未満 |
| 造園工事 | A | 5,000以上 | 3,000以上 |
| | B | 100,000未満 | 150,000未満 |
| | C | 20,000未満 | 50,000未満 |

